

## 寄せられたご意見と回答(令和5年5月受付分)

令和5年5月に広聴広報課で受け付けた主なご意見と回答・処理経過について、要旨を掲載します。

なお、掲載内容のご意見をいただいた当時のものであり、現在の状況とは異なる場合があります。

### 1 「借地権の相続の際の管理会社との対応」について相談したい

□ ご意見の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨	所管課
<p>□ 「借地権の相続の際の管理会社との対応」について相談したい</p> <p>1. 相談先は「不動産取引相談」でいいか？</p> <p>2. 予約は必要か？</p> <p>3. 私は大田区民だが、区民ではない親族の同席は可能か？</p> <p>■ 1 相談先は「不動産取引相談」でいいか？</p> <p>→ 宅地建物取引士による「不動産取引相談」も対応可能だが、問い合わせ内容から弁護士による「法律相談」を勧める。</p> <p>2 予約は必要か？</p> <p>→ 「不動産取引相談」の事前予約は不要。第1・第3木曜日の午後1時から3時までに、大田区役所2階4番の窓口（区民相談室）まで直接来所いただきたい。</p> <p>なお、「法律相談」を利用の際には事前予約が必要。併せて、都内の3弁護士会が実施している無料の電話相談についても案内する。</p> <p>①区が実施している区民の方を対象とした弁護士による無料の法律相談</p> <p>【事前予約制】</p> <p>○日時：毎週月、水、金曜日（祝日、年末年始を除く） 午後1時30分から最終回は午後3時10分</p> <p>○相談時間：1人あたり25分</p> <p>○場所：大田区役所本庁舎 2階「区民相談室」</p> <p>○予約申込先：大田区広聴広報課広聴担当 電話03（5744）1135</p>	<p>広聴広報課 広聴担当 電話 03-5744-1135</p>

<p>※メールでの予約は受付不可。 ○同一の相談内容で繰り返し利用することは不可。</p> <p>②弁護士会による電話無料相談 ○15分程度の電話ガイド（弁護士が電話で簡単なアドバイスを行う） ○電話番号0570（200）050 ※都内から電話をかけないとつながらない。 ※PHSなど一部つながらない電話あり。 ○費用：電話料金のみ ○受付時間：月～金曜日（祝祭日、年末年始を除く）の午前10時～午後4時</p> <p>3 区民ではない親族の同席は可能か？ → 可能だが、相談室（個室）は狭いため、一人までなら同席可能。</p>	
--	--

## 2 アプリコホール小ホールを利用申込時、打ち合わせに呼ばれる必要性を感じません

□ ご意見の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨	所管課
<p>□大田区民ホール・アプリコの利用申し込みにあたって「入金手続き」と「事前打ち合わせ」の2回、ホール現地まで事前に来てもらう必要があると言われたが、これを義務化することは不要ではないか。利用者の負担が大きくなるだけなので、2回も現地訪問しなくてはいけないことを必須にするのはやめて欲しい。</p> <p>■当該施設の入金手続きについては、窓口での現金払い又は窓口で口座振替手続きのうえ口座振替を利用可能。口座振替による支払い希望の方についても、施設をご利用される上での使用内容を確認し、誤入金を防ぐため、一度窓口に来所いただくよう案内している。</p> <p>また、事前の打ち合わせについては、タイムスケジュールをはじめ、設営図面、照明、音響、舞台設定、付帯設備などの見積もりを確認し、打合せ表を作成するため、初回利用時には必ずご来館いただている。</p> <p>なお、概ね一年以内に再度利用される場合は、大きな変更点がなく、これまでの利用状況に特段問題がなければ、電話にて打合せを受け付けることも可能。</p>	<p>文化振興課 文化振興担当 電話 03-5744-1226</p>